

表 「新型コロナウイルス感染による肺炎の流行に対応し、中小企業の安定的な生産経営を支援するための政策措置」の主な内容

1	水道代、電気代、ガス代、暖房費の未納企業に対し、肺炎流行の抑止期間中は供給を停止しない。かつ、各種企業の2020年2月から4月の汚水処理費を半減させる。
2	肺炎流行の影響を受けている経営が困難な企業は、肺炎流行の抑止期間中、従業員の基本医療保険費の納入を延期できる。肺炎流行期間の解除後の3カ月以内に返納すれば、延滞金は免除。
3	一時的に生産と経営が困難な局面に直面しているが、回復の見込みがあり、リストラを行わない、またはリストラの規模を小さくする企業に対し、失業保険金を返済。企業が従業員の社会保険登録、費用の納入、退職の申請、失業保険の他地域への切り替え、失業保険の申請と受け取りなどの業務を遅延して行うことを許可。
4	交通運輸サービス業、生活サービス業、物流補助サービス業に従事する納税者に対し、2020年第1四半期の不動産税、都市土地使用税を免除。企業が建物を賃貸する場合、第1四半期の不動産税、都市土地使用税を半減。経営が困難で期限どおりに納税できない企業に対しては、納税期限の延期手続きが可能とする。延納期間は最長3カ月間。
5	2020年1月に納税リストを申告した場合、企業は2月24日までに納税額の電子支払いを完了すべきである。納税期限が2020年2月3日より市政府が発表した業務再開日までの税金納入書については、業務再開日以降の15日間を上限として納税を延期可能。輸入貨物の滞報金に対し、徴收起算日を業務再開日に繰り延べできる。
6	2020年2月2日より輸入コンテナ(国内、国際貿易コンテナを含む)および肺炎流行の防止と抑制物資に関するコンテナの国内輸送計画を申請する場合、2020年1月24日より市政府が発表する業務再開日までの期間にかかる普通コンテナ(冷蔵コンテナ、危険品、超限コンテナ、特種コンテナを除く)の港内積み上げ倉庫利用料を免除する。遼寧港口集団のグリーン通路を経由して輸送される肺炎流行を防止、抑制する物資に対し、24時間操作サービスを提供するとともに、船から貨物を卸す貨物車船作業、積み上げ作業および直接積み上げ作業により発生する港作業サービス料金を免除。
7	国有企業の所有物件を賃貸している中小企業に対し、2020年2月分の賃貸料を免除し、3月と4月分の賃貸料を半減。大型オフィスビル、商業施設、市場の運営者は、中小・零細賃貸者に対し、肺炎流行期間の賃貸料を適宜減免することを勧める。区レベルの政府が賃貸料の減免措置を導入する企業に対し、適宜財政手当を支給することを勧める。入居した中小企業の賃貸料を減免するハイテク企業インキューバーター、大学テクノパークなどの各種園區に対して、関連政策の実施において優先的に考慮。
8	肺炎流行の防止と抑制において不足する物資を生産する企業が生産能力と品質向上などに取り組む場合、プロジェクトの固定資産投資総額の50%を補助。1つのプロジェクトにつき、最高補助額は500万元。
9	新型コロナウイルスの検査剤、ワクチン、治療型抗体および抑制剤などの分野において研究センターの建設を奨励する。プロジェクトの固定資産投資補助金の支給比率を「大連市工程研究センター管理弁法」で定める10%から50%に引き上げる。
10	企業が新入社員或いは仕事待機中の社員に対しトレーニングを行う際、トレーニングを行う前に企業に支給する補助金につき、30%から50%に引き上げる。
11	2020年の企業の融資コストが2019年を超えない前提で、普惠型企业総合融資コストをさらに0.5%引き下げる。銀行が条件に適合する企業に対し資金繰りの空白期を無くすことを支援し、内部資金移転価格の優遇や、サービス料金の減免などの方法により企業の資金繰りと財務コストを軽減する。肺炎流行防止と抑制事業にかかる医療用物資と生活物資の生産、運輸、販売企業に対し、金融機関が貸付金の優遇金利を提供することを勧める。
12	一時的に経営が困難な加工製造、卸・小売、宿泊・飲食、物流・運輸、文化・観光などの産業に属する企業に対し、各類金融機関は貸金の取消し、不払い、貸し渋りをしてはいけない。返済が困難な企業に対しては、返済計画の調整、返済期限の延長、貸金の更新などの方法を通じて支援。

(出所) 大連市の政策措置の内容を基にジェトロ作成